

避難行動要支援者名簿の取扱いについて

名簿の取扱いにあたっては、個人情報が漏洩する事がないよう、災害対策基本法に定められた秘密保持義務及び以下の点を遵守してください。

- ① 名簿本体は、組織の代表者が保管・管理すること。
- ② 名簿情報は組織内のみで共有することとし、その際も必要最小限度とすること。
- ③ 名簿は、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために利用し、それ以外の目的には一切使用しないこと。
- ④ 名簿は、紛失しないよう適切に管理すること。
- ⑤ 告白の期間を終え、又は市長から返却を求められた場合は、速やかに名簿を返却すること。
- ⑥ 名簿の管理上、問題が発生した場合は、直ちに区役所に連絡するとともに、区役所の指示に基づき適切に対応すること。



よくある質問

Q A

- ① 避難行動要支援者（高齢者・障害者）の避難支援は、行政がやるべき仕事ではないですか？
A 被害が広範囲にわたる大規模な災害においては、現実的に行政だけでは迅速な対応に限界があり、過去の災害においても、地域住民の避難支援が最も有効であることが明らかになっています。平常時から、地域による避難支援の仕組みづくりが求められています。
- ② 避難行動要支援者名簿は誰が持っているのですか？
A 避難支援の検討を行うため自治会（市民防災会）が保有しているほか、名簿情報を更新するため、民生委員、社会福祉協議会、消防団等に名簿を提供しています。
- ③ 災害が発生した場合、自分のこと、家族のことで精一杯です。
避難行動要支援者の避難を支援する余裕はないと思うのですが？
A 自分や家族の命を最優先に考えてください。
そのうえで、出来る範囲で避難行動要支援者の避難支援をお願いします。
- ④ 避難行動要支援者はどこに避難すればいいのですか？
A 近くの市民センターや市立小中学校が予定避難所となっています。
避難を支援する場合は、区役所への問い合わせや、北九州市防災ホームページ「防災情報北九州」などで開設状況を確認してください。
- ⑤ 私たちの地域には、日中は高齢者しかいません。
十分な避難支援が困難ですが、どうすればいいのでしょうか？
A 避難の支援には、①災害情報の伝達、②避難誘導、③移動の支援、④救援要請、⑤救護・救出活動、⑥安否確認などがあります。
まずは、出来る範囲の支援から始めることが大切です。
- ⑥ いつ、避難の支援を開始すれば良いのですか？
A 土砂災害や河川氾濫など風水害の場合は、市から「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときが目安となります。



避難に関する情報を収集しましょう！

台風や大雨で災害が起きる前に避難していただけるよう、下記により災害や避難勧告などの情報をお知らせします。

① テレビ・ラジオ



② ホームページ

- (1) 「北九州市」
- (2) 「防災情報北九州」



③ 携帯電話・インターネットの防災メール（事前の登録が必要）

- (1) 「もらって安心災害情報配信サービス」

登録アドレス : e-kitakyushu@xpressmail.jp



- (2) 「防災メール・まもるくん」

登録アドレス : <http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>



④ 携帯電話の緊急速報ツール（事前の登録は不要）

⑤ X（旧 Twitter）

「北九州市・防災」



⑥ LINE（ライン）

「北九州市 LINE」



⑦ 北九州市防災アプリ

「ハザードン」



いざという時の連絡先

区役所	門司区役所	331-0001	門司消防署	372-0119
	小倉北区役所	582-3301	小倉北消防署	582-0119
	小倉南区役所	951-4112	小倉南消防署	951-0119
	若松区役所	761-4045	若松消防署	752-0119
	八幡東区役所	671-1459	八幡東消防署	663-0119
	八幡西区役所	642-1442	八幡西消防署	622-0119
	戸畠区役所	871-3600	戸畠消防署	861-0119

問い合わせ : 北九州市危機管理室 電話 : 093-582-2110

北九州市印刷物登録番号 2302006C 号

災害時における高齢者・障害者の方に対する

避難支援の手引き

（避難行動要支援者避難支援事業）

避難行動要支援者避難支援事業の趣旨

近年、大きな災害が頻発し、自力で避難できない高齢者などが多く犠牲になっていることから、災害対策基本法では、災害から住民を守るために、日頃から住民一人ひとりが危機意識を持ち、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などを地域で助け合うための仕組みづくりを求められています。

北九州市では、自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成して、日頃からその情報を地域に提供するとともに、地域において避難行動要支援者一人ひとりの具体的な支援方法を記載した個別避難計画を作成してもらうことで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進しています。

地域の皆さま方のご協力をよろしくお願いします。



北九州市

令和6年度版